

# 医療制度・年金

## 国民健康保険

- 資格確認書、保険料の計算について
  - ☎ 国民健康保険資格係 ..... Tel.03-5662-0560
- 保険料の納め方について
  - ☎ 収納係 ..... Tel.03-5662-0795
- 医療の給付について
  - ☎ 国民健康保険給付係 ..... Tel.03-5662-8053

国民健康保険は病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるように、加入者の皆さんの保険料などによって医療費の負担を支え合う、助け合いの制度です。

### ◇加入対象者

0～74歳で、下記を除く全ての方が対象です。

- ・会社の健康保険、船員保険、共

済組合などの加入者とその被扶養者

- ・土木建設業、理容美容業などの国民健康保険組合の加入者
- ・生活保護の受給者
- ・後期高齢者医療制度の加入者

### ◇受けられる給付

病気やけがなどで医療機関にかかるときは、マイナ保険証または

### 「国保のしおり」



☎ 国民健康保険資格係  
Tel.03-5662-0560

資格確認書を提示してください。医療費の一部を負担することで診療を受けられます。

また、高額療養費、出産育児一時金、葬祭費などの給付制度があります。



## 後期高齢者医療制度

- 後期高齢者医療制度について
  - ☎ 広域連合お問合せセンター ..... Tel.0570-086-519
- 資格確認書、保険料の計算、医療の給付について
  - ☎ 高齢者医療係 ..... Tel.03-5662-1415
- 保険料の納め方について
  - ☎ 収納係 ..... Tel.03-5662-0795

後期高齢者医療制度は75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方を対象とする医療制度です。

### ◇加入対象者

- ・75歳以上の方（誕生日当日から対象）
- ・一定の障害のある65～74歳の

方（広域連合の認定を受けた日から対象）

※生活保護受給者は対象外。

### ◇受けられる給付

病気やけがなどで医療機関にかかるときは、マイナ保険証または資格確認書を提示してください。支払う一部負担金の割合は、医療

### 「後期高齢者医療制度のしくみ」



☎ 高齢者医療係  
Tel.03-5662-1415

費の1割（一定以上所得のある方は2割、現役並み所得の方は3割）です。

その他、高額療養費、葬祭費などの給付制度があります。



# 国民年金

問 国民年金係 ..... TEL03-5662-0574  
江戸川年金事務所 ..... TEL03-3652-5106

国民年金は、日本国内に住所がある20歳以上60歳未満の全ての人が加入しなければならない年金制度です。

このうち、第1号被保険者（自営業・学生・無職の方など）の事務を区が受託しています。詳しくは区HPをご覧ください。



※第2号被保険者（厚生年金加入者）、第3号被保険者（第2号被保険者の扶養配偶者）については、勤務先などにお問い合わせください。

※国民年金全般については、日本年金機構HPをご覧ください。



## 第1号被保険者の資格取得などの届け出

退職した（第2号被保険者では

なくなった）ときや配偶者の扶養から外れた（第3号被保険者ではなくなった）ときなどに、切り替えの届け出が必要です。

任意加入（高齢、海外）や付加保険料の手続きもできます。

## 保険料の免除、納付猶予制度

失業などにより保険料を納めることが困難なとき、申請により本人等の所得などの審査を受けて承認されると、保険料が免除または納付猶予（50歳未満に限る）されます。

## 学生納付特例制度

対象校に通う学生で、保険料を納めることが困難なとき、申請により学生本人の所得などの審査を受けて承認されると、保険料の納付が猶予されます。

## 産前産後期間の保険料免除制度

第1号被保険者で、出産日が平成31年2月1日以降の方の、平成31年4月以降の期間が対象です。

## 老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定申請（請求）など

第1号被保険者期間のみの方の老齢基礎年金の申請や、主に初診日が第1号被保険者だった方の障害基礎年金の申請を受け付けます。

## 届け出先

- ◇老齢基礎年金、障害基礎年金等の裁定申請（請求）など→区役所国民年金係
- ◇その他の届け出→区役所区民課・各事務所の保険年金係

